

うつ病リワーク研究会
会則

(平成 20 年 3 月 29 日施行)

第1章 総則

第1条：(名称)

本会は「うつ病リワーク研究会」と称する

第2章 目的及び活動

第2条：(目的)

本会はうつ病に対する復職を支援するプログラムを実施している医療機関に属し、職場復帰支援に関心の有る医師および医療従事者が集まり、適切な診断と治療を通じて復職支援が行なえるよう、相互の連携により患者様が適切な医療サービスを受けられる基盤作りを検討することを目的とする。

第3条：(活動)

- ①専門医による講義と意見交換
- ②症例検討会・講演会・研究会
- ③支援のネットワークの作成
- ④機関紙の発行
- ⑤教育研修会の実施
- ⑥リワーク活動の広報・啓発
- ⑦その他 目的達成に必要な事項
- ⑧研究会等の開催は年1回を目処とし、必要に応じて追加開催を行なうことも可とする。

第3章 会員

第4条：(会員)

本会の会員は次の通りとする。

正会員

復職支援のためのプログラムを実施する医療機関に勤務し、本会の趣旨に賛同する医師及び医療従事者。

正会員は、①総会における議決権、②役員への被選挙権、③ワーキングチームへの参加の権利を有する。

準会員

勤務している医療機関において復職支援のためのプログラムを実施していないが、うつ病に対する復職支援プログラムに関心を持つとともに将来的に実践する予定があり、本会の趣旨に賛同する医師及び医療従事者。

第5条：(入会)

正会員として入会を希望するものは、世話人の推薦を受けたのち、入会申

込書を事務局へ提出し、世話人会の承認を経て入会となる。

準会員として入会を希望するものは、入会申込書を事務局へ提出し、世話人会の承認を経て入会となる。

準会員として入会后、正会員の基準を満たし、かつ、正会員への変更を希望するものは、世話人会の承認を経て正会員へ変更となる。

第6条：(退会)

- ①退会を希望する会員は、書面による申し出により退会となる。退会日は事務局にて書面を受理した日とする。
- ②2年以上会費未納、会員死亡の場合は自然退会とする。
- ③会員が本会の名誉を害する行為をした場合、世話人会の議を経て、当該会員を強制退会とする。

第7条：(会計・会費)

本会の会計は、事務局が行なう。

- ① 本会の経費は、会費及びその他の収入を持って充てる。
- ② 会費は正会員・準会員ともに医師 5,000 円（年間）その他 3,000 円（年間）とする。
- ③ 一度納入された会費等については原則として返還しない。
- ④本会の会計年度は4月に始まり、翌年3月に終わる。
- ⑤会計報告は、年1回行なう。

第4章 役員

第8条：(役員)

本会には次の役員を置く。

代表世話人	1名
世話人	若干名
会計監査	1名
顧問	若干名

第9条：(代表世話人)

代表世話人は、世話人の中からの推薦により、これを選任する。

代表世話人は、会務を統括し、本会を代表する。

代表世話人は、本会を主催し、世話人会の議長となる。

第10条：(世話人)

世話人は、会員の中から世話人会の議を経て、代表世話人が委嘱する。

世話人は、世話人会を組織し、会務を施行する。

第 11 条：(事務局)

事務局は、世話人会の議を経て、代表世話人が委嘱する。
事務局は、本会の業務執行に関して、これを補佐する。
事務局は、本会の運営にあたり、金銭の徴収を管理する。

第 12 条：(会計監査)

会計監査は、会員の中から世話人会の議を経て、代表世話人が委嘱する。
会計監査は、事務局の行なう会計を監査し、世話人会に報告する。

第 13 条：(顧問)

本会は世話人会の議を経て、若干名の顧問を置くことができる。
顧問は、本会の業務に関して助言を与え、発展向上に寄与する。

第 14 条：(役員任期)

本会の代表世話人・世話人の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 5 章 世話人会及び委員会、研究会の開催

第 15 条：(世話人会)

世話人会は原則として代表世話人が招集する。
世話人会の議長は代表世話人とする。
世話人会は委任状を含め二分の一以上の出席で成立する。
世話人会は本会の運営に関する事項について検討決議する。

第 16 条：(ワーキングチーム)

世話人会は本会の第 2 章を実施するにあたり、必要に応じてワーキングチームを設置、開催するものとする。会員はワーキングチームにて調査・研究を行う際、アンケート等会員の協力が必要な場合は、可能な限り協力しなければならない。

第 17 条：(研究会)

会員によるリワーク活動の成果、研究の発表の場として、研究会を開催する。

第 18 条：(総会)

代表世話人は原則として年 1 回総会を開催する。
総会は正会員で組織し、本会運営の基本方針や事業報告、その他世話会で必要と認めた事項について議決する。
総会は正会員の 1 / 3 以上 (委任状を含む) を持って成立する。

第6章 規約・会則変更

第19条：本会の会則を施行する為に必要とされる規約は、世話人会の決議によって決定する。

第20条：本会会則の変更は、世話人会において委任状を含めた役員三分の二以上の承認を得なければならない。

第7章 事務局・連絡先

第21条：事務局は医療法人社団雄仁会メディカルケア虎ノ門内に置く
事務局 連絡責任者 林 俊秀
〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-16-16 虎ノ門1丁目 MGビル 3F
TEL 03-5512-1161
FAX 03-5512-1161

細則 この会則は、平成20年3月29日より施行する。
この会則は、平成20年7月8日より一部改正実施する。
この会則は、平成25年5月7日より移転により事務局・連絡先を変更する。

(別紙)

役員名簿

任期 平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

役職	氏名	医療機関名	職名
代表世話人	五十嵐 良雄	医療法人社団雄仁会 メディカルケア虎ノ門	院長
世話人	秋山 剛	N T T 東日本関東病院精神神経科	部長
世話人	尾崎 紀夫	名古屋大学医学部附属病院 精神科・親と子どもの心療科	教授
世話人	徳永 雄一郎	医療法人社団新光会 不知火病院	院長
世話人	三木 秀樹	医療法人栄仁会 宇治おうばく病院	院長
世話人	横山 太範	医療法人社団心劇会 さっぽろ駅前クリニック	院長

役職	氏名	医療機関名	職名
会計監査	有馬 秀晃	医療法人社団こころの会 品川駅前メンタルクリニック	院長

役職	氏名	医療機関名	職名
顧問	樋口 輝彦	国立研究開発法人 国立精神・神経 医療研究センター	理事長
顧問	野村 総一郎	一般社団法人日本うつ病センター	理事
顧問	大野 裕	一般社団法人認知行動療法研修開 発センター	理事長

平成27年4月1日現在